

平成31年4月1日

中間前金払と部分払の選択に係る届出書の取り扱いの見直しについて

平成31年4月1日以降に市が発注する建設工事について、下記のとおり取り扱いを変更します。

記

○見直しの内容

1. 契約書提出時の中間前金払と部分払の選択に際して提出を求めていた、「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」を廃止します。
2. 中間前金払と部分払の選択方法は、契約書約款の関連条項を削除することにより選択したものとします。
なお、現行どおり、契約時に選択したものを変更することはできません。